

京都大学	博士（文学）	氏名	郭まいか
論文題目	中華民国期上海共同租界会審公廨の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は北京政府時期（1911-1927年）の上海共同租界会審公廨を、中国の主権と外国の治外法権との関係に着目して分析する。会審公廨は、1869年に上海共同租界に設置され、中国人が関係する案件を扱った裁判機構である。会審公廨では、中国人同士の場合は中国人裁判官が担当し、中国人と外国人が関わる案件は中国人裁判官と外国人会審官が担当した（外国人が被告の場合は、各国領事館の法廷で裁判が行われた）。本稿が扱うのは、駐上海各国領事団が管轄権を握り、中国人同士の場合を含むすべての案件に外国人会審官が参加するようになる辛亥革命以後の会審公廨である。</p> <p>会審公廨に関する研究はある程度なされてきたものの、治外法権撤廃史や中国の主権回復の歴史という枠組みから、中国と西洋の対立地点とする見方にとらわれてきたため、会審公廨の内部でいかにして日常の業務が実施されたか、どのような問題が生じていたのかといった具体的な状況はこれまで論じてこられなかった。また、租界と中国政府の関係についても、十分な検討がなされてきたとは言いがたい。本論文では、租界を、中国社会から独立し、あるいは中国社会と対立してきた存在としてではなく、中国の政府や社会が租界に影響を及ぼしていたという立場から、会審公廨、ひいては上海共同租界をとらえることを試みる。</p> <p>本論文は序論、一～五章、結論で構成される。序論では先行研究の整理、資料の紹介、論文全体の構成が示される。中国側の一次資料は利用できない（存在するか否かも不明である）ことから、イギリス国立公文書館のイギリス外務省文書が中心となることが記される。</p> <p>第一章「上海共同租界と会審公廨について」では、上海共同租界と会審公廨について、その成り立ち、構造、変化が紹介される。第二章以下が本論に当たる。</p> <p>第二章「会審公廨における手続と慣例について——民事訴訟事件を例に」は会審公廨の手続きと慣行を論じる。中国人が関わる民事案件は基本的に中国人裁判官と民事会審官が担当するが、自国の利害が関わりと領事館が判断すれば、民事会審官に代わって、その国の領事館から臨時的会審官を出廷させることができた。これは上海共同租界の多様性と国際性に鑑みて領事団が下した決定であった。しかし、各国の臨時的会審官は会審公廨の慣例に疎く、様々な問題が生じた。そこで、イギリス人民事会審官ジョーンズは、とりわけ中国人同士の民事案件の手続きを自らの手に集約していった。これに対して領事団が慣例の明文化を求めたことから、ジョーンズは訴訟手続規則を作成した。このうち、問題となったのが体面ある商人の出廷である。清代にはゆ</p>			

すりを目的として官吏や体面ある中国人を訴えることがあり、中国人裁判官は訴状を受理してもすぐに裁判を行わないことがあった。ジョーンズはこうした人々にも一律に出廷を要求したため、上海総商会は逃亡や賠償に対する責任を負う代わりに、会員の拘引を止めてほしいと申し出た。ただし、上海総商会は会審公廨が一般商人への管理を厳格化することには賛成だった。こうして会審公廨は、上海の中国人社会の「伝統」を受け入れつつ、秩序を維持することに成功したのである。

第三章「二重国籍中国人問題」は、二重国籍を持つ中国人の問題を論じる。中国政府は脱籍しない限り中国人は中国籍を有するという立場を取っていた。一方、一部の中国人は外国の国籍を取得し（スペインやポルトガルの領事館は中国人が自国の国籍を取得することに寛容だった）、その特権を濫用した。上海イギリス商業会議所はこれを問題視したが、当初イギリス領事館は積極的な対策を取ろうとしなかった。しかし、1920年代に入ると、会審公廨は、二重国籍中国人を野放しにすることで治外法権に対する中国側の批判を集め、ひいては租界の存在に批判が及ぶのではないかと恐れるようになり、彼らの取り締まりをもくろむ。この方針は中国政府の方針と一致しただけでなく、イギリス本国の方針（1914年の訓令）とも一致していた。二重国籍中国人に対する新たな方針に対して、香港やシンガポールなど多くの中国系イギリス臣民を擁する植民地政庁から強い反発が寄せられた。1914年の訓令は帰化したイギリス臣民を対象とするもので、出生によるイギリス臣民の権利を無視している、というのが彼らの主張であった。結局、植民地の事情が優先され、二重国籍中国人に対する厳格な取り締まりはなされなかった。二重国籍中国人の問題とは、一部の領事館が中国人にむやみに国籍を付与したから生じたというよりは、むしろ会審公廨を実質的に支配するイギリスが、保護すべき臣民の範囲を確定できなかったために生じたのである。

第四章「治外法権のない外国人の法的地位の変遷について」は、無条約国外国人（治外法権を持たない外国人）を領事団および会審公廨がどのように扱ったかを論じる。清代には外国人の会審のもとで無条約国外国人を審理することが清朝より認められていた。第一次世界大戦に敗戦したドイツは中国と中独協約を締結し、治外法権を放棄する。この新しい事態にともない、中国側はドイツ人が被告となる案件の処理を中国審判庁に引き渡すよう求めた。領事団はドイツ人に関する裁判に特別会審官をつけることを決定するが、この措置は法的な根拠を欠いていた。1920年代、無条約国外国人が増加し、二重国籍中国人のように、治外法権を濫用するものが現れた。中国政府が無条約国外国人の管轄権を主張するに及んで、領事団は条約国の治外法権を守るため、租界のすべての外国人を保護してきたこれまでの方針を転換し、条約に則って処理する決定を下す。1925年の五・三〇事件を機に会審公廨の中国への返還（より具体的には辛亥革命時に領事団が一時的に接收した管轄権を1869年の公廨章程の状態に戻すこと）が正式に決まるが、そのプロセスは無条約国外国人の管轄をめぐる交渉を

通して、すでに始まっていたのである。

第五章「民国初期、上海共同租界における犯人引き渡し交渉」は、中国政府が租界内の中国人犯罪者の引き渡しを求めたときに会審公廨がどのように対処したかという問題を、おもにイギリス側資料を用いて考察する。租界の中国人の管理については1869年の会審章程に定められている。それによれば、中国当局が租界にいる中国人を逮捕する場合、あるいは租界当局が租界外の中国人を逮捕する場合、互いに相手に令状を送り、双方が協力して逮捕し、その後ただちに引き渡すとされた。問題は外国人の居住地が租界内に収まらなかった点にある。中国側はこれを黙認してきたが、1903年に中国人商人が租界拡張を抑制すべく閘北自治市を設立すると、租界の境界地域をめぐる閘北市巡警と租界警察の対立が激化した。1913年の第二革命で閘北の治安が悪化すると、袁世凱は租界内の「逆徒」の逮捕を要請し、その交換条件として租界拡張を認めるとした。北京政府は証拠の提示を以て犯罪者を引き渡すこと、政治犯は租界外に追放することを求め、租界側はこの提案を受け入れるつもりだった。ところが、この交渉が進められている最中に、中国政府が政治犯として逮捕したい人物を一般的な犯罪者として租界に引き渡しを求めるという出来事が起こり、交渉は行き詰まる。第三革命で租界の治安が悪化すると、駐上海イギリス協会は工部局警察の権限の強化を求めるようになる。外国人社会は、租界に逃げ込む中国人犯罪者を取り締まるという点で中国政府と利害が一致し、逮捕手続きに簡易化を求める点でも中国政府の立場に接近した。しかし、治安が回復すると、中国政府は租界の拡張を認めてまで犯罪者の引き渡しを要求するメリットを感じなくなった。交渉の遅延は双方にとって望ましい状態ではなかったものの、そのために会審公廨は政治犯の処置に主体的に関与することができた。

租界は「国中の国」と考えられがちだが、会審公廨に対する本論文の考察から、現地中国社会や中国政府との連携なしに成り立ちえないことが明らかになった。会審公廨は政治犯の引き渡しでは結果的に租界の「自由」を守る役割を果たしたが、実際には中国政府の働きかけに柔軟に対処し、その主権を支持あるいは尊重する姿勢をとっていた。中国政府による会審公廨の接收も、従来の研究が強調してきたナショナリズム運動の成果というだけでなく、それ以前から進行していた中国政府と租界当局の交渉の延長でもあったのである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の対象となる会審公廨とは、1869年に上海共同租界に設置され、中国人が関係する案件を扱った裁判機構で、上海共同租界における司法の一翼を担う重要な機関であり、その実態の解明は、上海共同租界そのものの理解にも大きな影響を及ぼす。

会審公廨は中国の主権および外国の治外法権との関わりが深いことから、従来の研究はそれを植民地的機関の一つとして捉え、治外法権撤廃史、あるいは中国政府による主権回復の歴史として叙述するものが多かった。また制度的な観点から、会審公廨が中国の司法の近代化に果たした役割が、肯定的、あるいは否定的に語られてきた。本論文はこのような中国と外国の二項対立を基軸とする理解に疑問を呈する。もし両者が対抗的であるなら、ナショナリズムが高まる1920年代にあって、中国人が会審公廨に大量の案件を持ち込んだのをどのように説明するのか。かくて論者は、外国の治外法権と中国側の利害がつねに対立していたわけではなく、中国側の一部と外国側の一部が協力する場面があったこと、外国側も決して一枚岩ではなかったことを論証した。帝国主義やナショナリズムの文脈から距離を置き、会審公廨でどのような問題が生じ、どのような解決が図られていたかというより実態に即した視点から、会審公廨、ひいては上海共同租界について新しい理解をもたらした点が本論文の最大の特徴といえる。

本論文は序論、本論五章、結論で構成される。序論で問題設定と資料について説明する。中国側の一次資料は利用できない（存在するか否かも不明である）ことから、イギリス国立公文書館のイギリス外務省文書が中心となることが記される。

第一章では上海共同租界と会審公廨について概略が示される。中国人裁判官とともに裁判に携わった外国人会審官が本論文での主たる考察対象となる。

第二章では、慣例を重視する英米人会審官と規則の遵守を重視するイタリア人会審官との対立に着目する。英米の会審官は、会審公廨の制度に不備があるなか、少数のスタッフで大量の案件を処理するべく臨機応変の対応をしてきた。しかし、そのようなやり方は、日伊の会審官や臨時的会審官（各条約国の領事館員が担当する）には、法廷に混乱をもたらすものと受け止められた。また司法改革と治外法権撤廃を目指す中国人法曹界にも悪い印象を与えた。それでも英米人会審官のやり方が支持されたのは、中国の伝統と租界の原則に折り合いをつけながら現実に対応したからであった。

第三章は二重国籍を持つ中国人の問題を論じる。一部の中国人は二重国籍を取得し、外国領事館の領事裁判権を盾に、会審公廨の裁判を逃れようとした。会審公廨と領事団は彼らを中国人とみなして一律に取り締まる方針を固め、国籍付与に寛容なスペインやポルトガルの領事館を批判した。彼らを野放しにすることで、治外法権撤廃論を勢いづかせることを憂慮したからである。この方針は中国政府の国籍に対する考え方とも一致していた。しかし、多数の中国系イギリス臣民をかかえるシンガポールと香港の植民地政庁が強く反対したため、有効な手立てを打つことができなかった。

第四章は無条約国外国人（治外法権を持たない外国人）、具体的には第一次世界大

戦の敗戦で治外法権を放棄したドイツ人に関わる案件をどのように扱うかという問題を論じる。ドイツ人は法的には中国人と同等の扱いを受けることになったが、会審公廨は上海共同租界に住むドイツ人については従来通り会審官に出廷させた。この措置は法的には問題があり、中国政府は条約に依拠した措置を要求する。領事団は条約国の治外法権を守るため、租界のすべての外国人を保護してきたこれまでの方針を放棄する。1925年の五・三〇事件を機に会審公廨の中国への返還が正式に決まるが、そのプロセスは無条約国外国人の管轄をめぐる交渉を通してすでに始まっていたのであり、（従来の研究が論じてきた）ナショナリズム運動だけの成果とはいえない。

第五章では中国政府による中国人政治犯の引き渡し要求に租界がどのように対応したかを論じる。租界は政治的に中立の態度をとり、明確に犯罪が立証されない限り、中国人政治犯を中国当局に引き渡すことはなかったと考えられている。しかし、1913年の第二革命で租界の治安が悪化した際、租界当局は中国人政治犯を引き渡す代わりに租界を拡張する協定を中国政府と結ぼうとしていた。その後、中国政府が政治犯を一般犯罪者として引き渡しを要求したことが発覚し、交渉は行き詰まる。会審公廨が廃止され、臨時法院、特区法院が設立されて中国側が租界の司法権を掌握すると、中国人犯罪者は確固たる証拠もなく中国当局に引き渡されるようになるが、租界当局はもはやそれに強く抗議することはなかった。

中国国内の独立国のように見られがちな租界だが、実際には行政も司法も租界内部で完結していたわけではない。会審公廨が司法権を行使するには、現地の中国人社会や中国政府との連携が不可欠であった。一方、領事団や会審公廨も一枚岩ではなく、各国の思惑や利害が複雑にからみあっていた。治外法権を巧みに利用する中国人や外国人、そうした人々を中国政府と協調しつつ取り締まろうとする会審公廨の姿は、外国の侵略の手先、中国の主権の侵害者という従来のイメージを完全に塗り替えたといえる。本論文が対象とした北京政府時期の会審公廨は、領事団の影響力が最も大きかったとされるから、それ以前の時期は推して知るべしである。

もっとも本論文にはなお改善すべき点がある。イギリス側の資料を中心にしたこともあり、外国側の多様性は確かに明らかになったが、中国側の状況が単純化されすぎる嫌いがある。そのため、本論文で指摘された外国と中国の協調が例外的なものか、それとも構造的なものか、それが両者の関係全体の中でいかなる位置を占めるのかがわかりにくくなっている。中国側の状況のさらなる検討は今後の課題となるが、こうした問題点は本論文の価値を著しく損なうものではもちろんない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2019年2月22日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。